

第6節 放射性物質による環境汚染への対応

◎ 現況と課題

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故は本県に様々な影響を及ぼしました。

具体的には、事故直後に上水道中の放射性ヨウ素が乳児の飲用摂取に係る国の指標値を超え、乳児の飲用を控えるようお願いする事態となりました。

また、本県にも空間放射線量の比較的高い地域が存在することが判明し、放射性物質の除染が大きな問題となりました。

さらに、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥や焼却灰からも、放射性物質が検出されました。

そこで県では、原発事故に伴う環境汚染等に対する施策の方向性を示すため、「東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針」を策定し、放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応などについて様々な対処を講じているところです。

◎ 目指す環境の姿

環境中の放射線及び放射性物質に対する県民の安全と安心が確保されています。

◎ みんなの行動指針

県	<ul style="list-style-type: none">○県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。○インターネット等により、県内の放射性物質に関する情報提供を行います。 インターネットによる情報提供 放射線・放射能関連情報-東日本大震災（「千葉県ホームページ」：www.pref.chiba.lg.jp ⇒ 「生活・福祉・医療」 ⇒ 「生活」 ⇒ 「防災・国民保護」 ⇒ 「東日本大震災関連情報」 ⇒ 「放射線・放射能関連情報-東日本大震災」）○放射性物質に関する一般的事項や、県の施策等について、県民の皆さまからのお問い合わせに対応するため、電話窓口による相談受付を行います。 放射能に関する総合電話窓口 043-223-3406○空間放射線量を県内8箇所のモニタリングポストで測定し、その結果を県ホームページを通じて、リアルタイムで提供します。 インターネットによる情報提供 空間放射線量等測定結果（「大気保全課ホームページ」：http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html ⇒ モニタリングポストによる空間放射線量の測定について）○各地域振興事務所にサーベイメータを整備し、市町村等に貸与します。○大気浮遊じん、降下物、上水等の核種分析を行い、環境中の放射性物質の状況を把握します。○公共用水域の水質及び底質について、放射性物質モニタリング調査を実施し公表していきます。○県内の海水浴場等について、海水中の放射性物質測定を実施し公表していきます。○国や市町村等と連携して、県内の廃棄物処理の円滑化を図ります。
---	---



モニタリングポスト
(茂原市高師測定局)

◎ 県の施策展開

1. 大気・河川・湖沼・海域等のモニタリング調査【大気保全課・水質保全課】
 - ・ 県内8箇所のモニタリングポストで、大気環境中の空間放射線量の常時測定を行い、公表していきます。また、サーベイメータによる空間放射線量の定点測定のほか、市町村に対するサーベイメータの貸し出しなどを行っていきます。
 - ・ 国が行うモニタリング調査に協力していきます。また、公共用水域において必要に応じ県独自のモニタリング調査を行い公表していきます。
2. 県管理施設等の除染及びモニタリング【防災政策課】
 - ・ 県管理施設等の空間放射線量を適宜測定するとともに、新たに除染措置が必要となった場合には、適切に対応していきます。
3. 放射性物質を含む廃棄物への対応【循環型社会推進課】
 - ・ 放射性物質濃度が8,000Bq/kgを超える指定廃棄物の処理が円滑に図られるよう、今後とも国に対し協力していくとともに、一時保管を行っている市町村等を支援します。
 - ・ 8,000Bq/kg以下の廃棄物についても、処理方法や安全性についての国民的な理解を得るよう、引き続き国に対し働きかけていきます。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
空間放射線量率	0.025～0.126 μ Sv/h★ (平成25年度)	国が定める除染等の措置等の実施要件未満の状態 (毎年度) [参考] 除染等の措置等の実施要件 0.23 μ Sv/h

★モニタリングポストによる測定値